

## 審決で判断されていない進歩性欠如の論理付けを 審決取消訴訟で判断した事例

弁護士法人関西法律特許事務所 知的財産法研究会 弁護士 松本 司

知高判平成29年1月17日 (平28 (行ケ) 10087) (知財高裁ホームページ)

以下では本評釈に必要な部分のみを挙げる。

## 第1. 事案の概要

## 1. 審決 (無効2015-800092号)

X (請求人・原告) は、Y (被請求人・被告) の保有する特許発明 (特許第4465408号、以下「本件発明」という。) に明確性、サポート要件及び実施可能要件に違反のほか、進歩性欠如の無効事由があるとする無効審判請求をしたところ、特許庁はXのいずれの主張も否定して請求不成立審決を下した。 X は審決取消訴訟を提起した。

## 2. 本件発明について

本件発明(物品の表面装飾構造及びその加工方法)の請求項1は次のとおりである(請求項2~8は省略する。)。

「透光性を有する透明または半透明のプラスチック材料で構成した基材(1)の表裏に位置する表面において、少なくとも金属光沢を有する金属材料が層着した金属被膜層(2)が形成されている一方、この金属被膜層(2)の少なくとも一部にはレーザー光が照射されることにより設けられた剥離部(21)が表裏面で対称形状に設けられており、この剥離部(21)において前記基材(1)の表面が露出して、当該基材(1)の外観と残存した金属被膜層(2)の金属光沢との相異により装飾模様(P)が形成されており、基材(1)および金属被膜層(2)がそれぞれ表出した状態で、これらの表面が透光性を有する合成樹脂材料からなるクリアコーティング層(3)によって被覆されて、前記金属光沢による装飾模様(P)の表面が保護されていることを特徴とする物品の表面装飾構造。」